

第2回 札幌市地域福祉社会計画審議会

日時：平成29年3月23日（木）10時00分

場所：札幌市役所本庁舎 12階1～3号会議室

次 第

1. 開会

2. 挨拶

3. 議題
- (1) 地域の福祉活動に関する市民意識調査の結果報告
 - (2) 第4期札幌市地域福祉社会計画の構成について
 - (3) 札幌市福祉のまち推進事業について
 - (4) コミュニティソーシャルワーカーについて

4. その他

5. 閉会

＜配布資料＞ 第2回札幌市地域福祉社会計画審議会 座席表

札幌市地域福祉社会計画審議会委員名簿

資料1 地域の福祉活動に関する市民意識調査の結果

資料2 第4期 札幌市地域福祉社会計画について

資料3 第4期 札幌市地域福祉社会計画の構成（案）

資料4 計画の骨格 新旧対照表

資料5 福祉のまち推進事業について

資料6 厚生労働省における検討の取りまとめ資料【参考】

第2回 札幌市地域福祉社会計画審議会 座席表

日時：平成29年3月23日（木） 10時00分～
場所：市役所本庁舎12階1～3号会議室

----- 演台側 -----



窓側

加藤委員 荒木委員 林委員	会長 副会長 篠原委員	高木委員 小林委員
宮川(亮) 委員 小原委員		宮川(学) 委員 高橋委員
北澤委員		栗山委員
堀内委員		紙谷委員
山中委員		牧野委員



堀井 自立支援 担当係長	日高 保護自立 支援課長	筒井 地域福祉 推進係長	白岩 総務部長	川端 地域福祉推 進担当課長	井上 福祉活動推 進担当係長	下山
--------------------	--------------------	--------------------	------------	----------------------	----------------------	----



市社協 柏 地域福祉課長	市社協 大石 総務課長	早坂 計画担当 係長	小山 介護保険課長	樋口 事業計画 担当係長	石原 企画調整 担当課長	小山内 医療企画係長	吉津 医療政策課長
--------------------	-------------------	------------------	--------------	--------------------	--------------------	---------------	--------------

市民傍聴席

札幌市地域福祉社会計画審議会委員

◎会長 ○副会長

(任期:平成28年11月1日~平成29年10月31日)

委員選出分野	氏名	所属団体・役職等
地域福祉に関わる 団体の代表者	かみや きょうこ 紙谷 京子	札幌市民生委員児童委員協議会理事
	くりやま ふみお 栗山 文雄	白石地区福祉のまち推進センター運営委員長
	たかはし ただゆき 高橋 唯之	札幌市ボランティア連絡協議会会长
	みやかわ まなぶ 宮川 学	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会常務理事
	○ しのはら しんじ 篠原 辰二	一般社団法人 WellbeDesign 理事長
高齢福祉に関わる 団体の代表者	こばやし つねお 小林 恒男	札幌市老人クラブ連合会常任理事・事務局長
障がい福祉に関わる 団体の代表者	まきの じゅんこ 牧野 准子	障がい者によるまちづくりサポーター代表
児童福祉に関わる 団体の代表者	たかぎ まり 高木 真理	社会福祉法人羊ヶ丘養護園 羊ヶ丘児童家庭支援センターセンター長
保健・医療に関わる 団体の代表者	あらき ひろのぶ 荒木 啓伸	札幌市医師会理事
福祉サービスに関わ る団体の代表者	かとう としひこ 加藤 敏彦	札幌市老人福祉施設協議会会长 (社会福祉法人札幌慈啓会専務理事)
	みやかわ りょういち 宮川 亮一	札幌市介護支援専門員連絡協議会副会長・事務局長 (社会福祉法人札幌協働福祉会)
教育関係者	おばら よしたか 小原 善孝	札幌市学校教護協会理事長 (札幌市立あいの里東中学校校長)
地域福祉活動に 詳しい学識経験者	○ はやし やすひろ 林 恭裕	北翔大学生涯スポーツ学部健康福祉学科教授
	きたざわ しんのすけ 北澤 慎之介	札幌弁護士会
市民公募委員	ほりうち ひとし 堀内 仁志	市民公募
	やまなか さとみ 山中 里美	市民公募

地域の福祉活動に関する市民意識調査の結果

1 調査概要

16 歳以上の市民 3,000 人に郵送で実施（有効回答数 1,165 件）

調査期間は 平成 28 年 9 月 29 日～平成 28 年 10 月 20 日

2 調査結果要旨

(1) 地域活動について

【問 7】地域活動の参加経験（報告書 P.8）

- ・参加経験がある方は 41.4%。
- ・60 歳（定年）を境に地域活動の参加経験がある方の割合が高くなる(5 割以上)。

【問 9】地域活動団体への参加内容（報告書 P.10）

- ・最も多いのは「地域清掃や自然保護などの環境に関する活動」、
次いで「交通安全、防犯、防災などの地域の安全に関する活動」「子育て、子どもの健全育成に関する活動」となっている。
- ・「高齢者・障がい者の見守りや手助けなどの福祉活動」への参加は 12.4%。

【問 10】地域活動への参加頻度（報告書 P.11）

- ・最も多いのは「年に数回程度」だが、年齢が高くなるにつれて「月に数回程度」の割合が高くなるなど参加頻度が増える傾向がある。

【問 12】地域活動の情報を得る手段（報告書 P.13）

- ・高齢者のみならず現役世代についても回覧板及び広報さっぽろの割合が高い。
- ・30 代以下の若い世代では他世代と比較してインターネットの割合が高い。

【問 15】今後の地域活動への参加意向（報告書 P.16）

- ・地域活動に参加したことがない方の 44.1%が参加に対する意欲を持っている。
- ・年齢が高くなるにつれて参加意欲を持つ方が減る傾向にある。

【問 16】地域活動に非参加である理由（報告書 P.17）

- ・「どんな活動を行われているか情報がないため」「自分に合った活動が見つからないため」「一人では参加しにくいため」を理由としている方が約 46%である。
⇒ これらの人々に適切に情報提供し、活動につなげることが重要となる。

(2) ご近所との付き合いについて

【問 17】近所付き合いの程度（報告書 P.19）

- ・一軒家では「立ち話をする程度の付き合い」、マンション等集合住宅では「あいさつする程度の付き合い」の割合が高く、集合住宅の方が近所付き合いに希薄な傾向がある。

【問 18】日常生活での相談先（報告書 P.20）

- ・どの年代も「家族・親戚」が最多となっている。
- ・65 歳以上の年代では、他世代と比較して「町内会関係者」「民生委員・児童委員」「福祉のまち推進センター」など地域関係者の割合が高い。
- ・一人暮らしでは他の家族形態と比較して「相談できる相手はいない」の割合が高い。

【問 19】今後理想とする近所付き合いの程度（報告書 P.21）

- ・いざというときに助け合える程度の付き合い（現実 4.8%⇒理想 24.6%）
- ・年齢が高くなるにつれて、一步進んだ近所付き合いを望む方の割合が高くなる。
- ・現在「近所付き合いはない」方の 8 割が何らかの近所付き合いを持つことを望んでいる。
- ・現在、あいさつや立ち話等、近所付き合いが比較的希薄と判断される方の約 3 割は一步進んだ近所付き合いを望んでいる。
- ・集合住宅の方は一軒家の方に比べて、積極的な近所付き合いを望まない。

(3) 住民による支え合い活動について

【問 21-①】近所の手助けが必要な方へできること（報告書 P.25）

- ・「安否確認の声掛け」が 63.6%、次いで「除雪」「話し相手」となっている。

(4) 札幌市の地域福祉施策について

【問 23】福祉のまち推進センターの認知度（報告書 P.29）

- ・福祉のまち推進センターを「知っている」と答えたのは 20.3%
- ・年齢が高くなるにつれて認知度も高くなる傾向がある。
- ・前回調査時（6 年前）と比較すると認知度は横ばいである。

【問 24】福祉のまち推進センターを知った手段（報告書 P.30）

- ・①広報さっぽろ、②回覧板と答えた方が多い。

【問 26】福祉のまち推進センターの活動への参加意欲（報告書 P.33）

- ・現在、活動に参加していない方の約 35%は参加することを前向きに考えている。

⇒ これらの人々をどのようにして実際の活動に結び付けるかが重要となる。

第4期 札幌市地域福祉社会計画について

1 計画の構成

計画の構成（案）は資料3、計画の骨格（新旧対照表）は資料4のとおり。

※ 現計画の構成を基本とし、体系や掲載項目を見直して構成を整理する。

2 検討時の着眼点（重点検討課題）

(1) 小地域における見守り活動の推進

地域での困りごとが漏れなく速やかに発見されるよう単位町内会など「小地域を単位とした見守り活動」をより一層充実・拡大していく必要がある。

(2) 地域住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり

厚生労働省における検討状況（詳細は次ページ）を踏まえて、地区福祉のまち推進センター等の住民組織が、ボランティアの派遣調整や専門機関へのつなぎといった役割を担えるようにしていく必要がある（コーディネート機能の強化）。

また、住民組織による取組をバックアップするような体制についても検討をする。

(3) 複合的な問題や制度の狭間の問題を抱える世帯への支援体制の構築

育児、介護、障がい、貧困など複数の課題を有する世帯や、既存制度の対象とならない課題を有する世帯に的確に対応できるよう、専門機関や住民組織の協働の中核を担う機能（CSW:コミュニティソーシャルワーカーなどの専門職）について検討する。

(4) 地域福祉活動の担い手の確保

年齢や性別などの画一的な基準によって支え手と受け手を分けることなく、地域貢献に意欲的な元気高齢者などの参加を促すような仕組みを検討する必要がある。

(5) 生活困窮者自立支援事業について

平成27年4月の生活困窮者自立支援法が施行され、その方策を地域福祉計画に盛り込むよう指針が示されていることから、第4期計画から新たに盛り込むこととする。

〔現在は「札幌市生活困窮者自立支援計画（H27-H29）」を単独計画として策定して暫定的に対応している。計画期間の終了にあわせて、地域福祉社会計画に一本化を図る。〕

3 今後の検討スケジュール

第2回 (平成29年3月23日)	地域福祉活動に関する市民意識調査の結果報告 第4期地域福祉社会計画の構成について 札幌市福祉のまち推進事業について コミュニティソーシャルワーカーについて
第3回 (平成29年6月予定)	生活困窮者自立支援方策について 災害時における共助の取組について
第4回 (平成29年8月予定)	計画（案）の検討
第5回 (平成29年10月予定)	計画（案）の検討・確定

厚生労働省による地域福祉計画策定指針

現計画に盛り込んでいる内容に加えて以下の事項を地域福祉計画に盛り込むこととされた。

生活困窮者自立支援方策（平成26年3月厚生労働省通知にて追加）

- ① 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
- ② 生活困窮者の把握に関する事項(把握するために必要な情報の種類、把握方法)
- ③ 生活困窮者の自立支援に関する事項（自立支援に関する事項、支援を通じた地域づくり）

厚生労働省における検討状況

◆参考：ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）

【地域共生社会の実現】

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。

【具体的な施策】～地域共生社会の実現のために～（一部抜粋）

- ・ 地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNPOなどが中心となって、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。
 - ・ 育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。
- ⇒ これを受けて平成28年7月に厚労省幹部による「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」、10月には有識者によるワーキンググループ「地域力強化検討会」が設置された。12月に同検討会による中間とりまとめが示された(概要は資料6のとおり)。

地域力強化検討会が示した今後の地域福祉の方向性

- I 住民に身近な圏域に 他人の課題を「我が事」に変える働きかけをする機能をつくる
- II 住民に身近な圏域に 課題を「丸ごと」受け止める場をつくる
- III 包括的な相談支援体制をつくる（そのために協働の中核を担う機能が必要）

想定される国の動向

社会福祉法の改正

- | | | |
|--------------------------|---|--------------------------|
| ① 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念の規定 | { | |
| | | ② 市町村が包括的支援体制づくりに努める旨を規定 |
| | | ③ 地域福祉計画の策定努力義務化、上位計画化 |

第4期 札幌市地域福祉社会計画の構成（案）-①

資料3

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指し、市民・企業・行政が協働して、地域における福祉課題の解決に取り組み、身近な支え合いの仕組みづくりなどを進めることを目的として平成7年に策定した。
これまででも地域福祉を取り巻く社会情勢の変化を踏まえて、第2期（H15～H23）、第3期（H24～H29）と計画を見直し推進してきた。複雑多様化する地域福祉課題に対応するため第4期計画（H30～H35）を策定する。

2 計画の位置づけ

- (1) 社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画
- (2) 市の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン（H25-H35）」のもとで、地域福祉分野の施策を推進する個別計画
- (3) 他の関連個別計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者プランなど）との関係

第3章 第4期計画の理念・目標と施策体系

1 基本理念

みんなで支え合い 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるまち さっぽろ

地域福祉の目的は、様々な事情により福祉サービスを必要とするようになつても、家族、友人、知人との関係を保ちながら、文化や趣味などの社会的活動に参加して、いきいきとその地域で暮らし続けることである。
その実現のために、超高齢・人口減少社会の到来により増えていく地域での多様化・複雑化した地域課題や、住民相互の関係の希薄化という課題に取り組む必要がある。
こうした背景から、今後は、子ども・高齢者・障がい者を含む全ての市民が、地域づくりや生きがいづくりに参画し、助け合いながら住みよいまちづくりを目指していく。

2 基本目標

基本目標Ⅰ 市民が互いに支え合うぬくもりのある地域づくりを支援します

支える側、支えられる側と分けて考えるのではなく、市民一人ひとりが地域福祉活動に関心を持ち、できる範囲で活動に参画していくことが必要がある。“お互いさま”の心で市民が支え合う地域づくりを後押しするために様々な施策を実施する。

基本目標Ⅱ 困りごとを抱えた市民に寄り添い的確な支援ができる体制を整えます

地域では多種多様な福祉課題が発生するが、地域内で解決するだけでなく、市民一人ひとりが困境な課題についても、行政や関係機関が専門的な支援を行う必要がある。こうした課題に対応することができるよう行政や関係機関による支援体制を整えていく。

基本目標Ⅲ 安全・安心で暮らしやすい環境づくりを進めます

高齢者や障がいのある方など、市民の誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう生活環境の整備を進めるとともに、災害時に備えた地域での支え合いの取組を推進していく。

3 施策体系

計画の全体像として、「基本理念」、3つの「基本目標」、8つの「施策の方向性」に関するイメージ図表を掲載する。

第2章 計画策定の背景

3 計画の策定期制

- (1) 札幌市地域福祉社会計画審議会
- (2) 施設検討会議（保健福祉施設推進本部会議など）
- (3) 地域福祉に関する意見交換会
- (4) 地域福祉を考えるシンポジウム
- (5) 市民意識調査

1 地域福祉を取り巻く現状

統計データ（グラフ・表）に基づき現状を記載する。

- (1) 人口構造の変化
 - ア 少子高齢化の進行（総人口、年齢別人口、高齢者数(率)、出生数・出生率、平均寿命）
 - イ 世帯構成の変化（家族類型別世帯数、平均世帯人員数）
- (2) 地域で支援を必要とする方の現状
 - ア 高齢者の状況（一人暮らし高齢者、要介護等認定者、認知症高齢者）
 - イ 障がい者の状況（身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付者数）
 - ウ 課題に直面する児童・若者の状況（児童相談所相談件数・児童虐待対応数 無業者数(率)）
 - エ 生活保護受給者の状況（受給者数・受給世帯数・保護率）
- (3) 地域福祉を支える活動者の動向
 - ア 町内会の活動（町内会加入世帯数、加入率）
 - イ 地域福祉活動従事者の動向（民生委員数、福まち活動従事者数、ボランティア登録者数）

2 札幌市地域福祉計画（第3期）の振り返り

- (1) 第3期計画のねらい・・・現計画の理念・施策体系、目指す地域像 など
- (2) 取組の成果と課題 ・・・主な計画事業の成果、第4期計画策定に向けた課題 など

第4期 札幌市地域福祉社会計画の構成（案）-②

資料3

第4章 施策の展開

【計画書における記載方法】
「施策の方向性」ごとに、①現状と課題、②今後の方針、③施策の展開を記載する。

理念	基本目標	施策の方向性	施策（以下は現時点で想定する施策の一例）	
			1 福祉のまち推進事業	2 地域福祉活動の担い手の確保・養成
市民が互いに支え合うぬくもりのある 地域づくりを支援します	※ 主に自助・共助に関する施策を盛り込む。	1 市民の主体的参加による地域福祉活動の推進	(1) 地域福祉活動実践団体への支援	(1) 地域見守りネットワーク推進会議
困りごとを抱えた市民に寄り添い的確な 支援ができる体制を整えます	※ 主に公助に関する施策を盛り込む。	1 多様な地域福祉課題に円滑に対応する相談支援体制の構築	(1) 区役所や専門機関等で実施される各種相談事業	(1) 見守り、活動者（団体）間の連携強化など
安全・安心で暮らしあしやすい環境づくりを進めます	※ 主に環境づくりに関する施策を盛り込む。	1 生活困窮者への支援体制の充実	(1) 健康経営に関する事業（日常生活自立支援事業、成年後見制度利用支援事業）	(1) 要配慮者に対する自立支援方策
みんなで支え合い 暮らし続けられるまち み慣れた地域で安心して	※ 主に公助に関する施策を盛り込む。	1 市民にやさしい生活環境づくりの推進	(1) 介護保険制度による住宅改修、福祉のまちづくり施設整備資金融資	(1) 災害時にも強い地域づくりの推進
		2 災害時にも強い地域づくりの推進	(2) 災害ボランティアセンターの設置	(2) 要配慮者避難支援対策事業

第5章 計画の推進について

1. 計画の推進体制

- ・市関係部局・札幌市社会福祉協議会・その他関係機関との連携による推進について
- ・地域福祉に対する市民理解を広げるための広報活動について

2. 計画の進行管理・評価

- ・「札幌市保健福祉施策総合推進本部」「札幌市社会福祉審議会」における実施状況の報告、その意見・評価を反映させながら計画を推進。
- ・市民意識調査や地域福祉活動実践者との意見交換会などにより、適宜、市民の意識や活動実態を把握
- ・地域福祉に関する意見交換会の内容（活動実践者の意見要旨など）
- ・地域福祉を考えるシンポジウムの開催内容（講演、意見交換会の要旨など）
- ・「地域の福祉活動」に関する市民意識調査」の概要
- ・パブリックコメントの内容（実施概要、意見概要とそれに対する市の見解）
- ・用語解説

札幌市地域福祉社会計画の骨格（新旧比較）

現計画（平成24年度～平成29年度）

基本理念

安心して暮らせるぬくもりのある地域福祉社会の実現



新計画（平成30年度～）

基本理念

みんなで支え合い 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち さっぽろ

計画目標	基本目標	基本施策
市民の支え合いによる地域福祉社会の推進	福祉意識を高める仕組みの推進	地域福祉活動への意識啓発と参加の促進
		地域住民の主体的参加の促進
	地域における支え合いネットワークの推進	地域での支え合い活動の活性化
		さまざまな地域資源をつなぐネットワークの推進
地域で「もれなく、きれめなく、すきまなく」福祉サービスが利用できる仕組みづくり	身近な地域で福祉・保健・医療の相談ができる体制の確立	福祉・保健・医療に関する情報の集約と活用
		福祉・保健・医療に関する相談機能体制の整備
	地域で必要な福祉サービスが受けれる体制の確立	福祉ニーズを適切に把握できる体制の推進
		多様な福祉課題に対応するためのサービス提供体制の推進
地域で安心・安全に生活できる環境の整備	地域で安心して暮らせる環境の整備	安全・安心な地域生活のための環境の充実
		災害時に備えた体制の整備
	福祉活動を活発にするための体制の推進	地域福祉に関する情報の共有化
		福祉に携わる人材の発掘・育成

基本目標	施策の方向性	施策
市民が互いに支え合うぬくもりのある地域づくりを支援します [主に自助、共助]	福祉のまち推進事業による地域福祉力の向上 [地区福祉のまち推進センターにおける支え合い活動] ※新：福まちコーディネーターの養成	現計画の施策を中心に整理・修正・追加して再構築する
	市民の主体的参加による地域福祉活動の推進 [広報啓発、地域福祉活動の担い手の確保・養成、参加促進、ボランティアへの研修、福祉教育の促進、地域福祉関係団体への支援等] ※新：寄附の促進	
	重層的な見守りや支援活動のための支え合いネットワークの推進 [見守り、活動者(団体)間の連携強化等] ※新：地域見守りネットワーク推進会議	
困りごとを抱えた市民に寄り添い的確な支援ができる体制を整えます [主に公助]	多様な地域福祉課題に円滑に対応する相談支援体制の構築 [市や関係機関によるサービス提供体制の充実やその担い手(専門職)への研修・養成等] ※新：C S W、生活支援コーディネーター	
	誰もが地域で自分らしくいきいきと暮らすことのできる体制の整備 [権利擁護、各種生活支援サービス等] ※新：市民後見人の養成	
	生活困窮者への支援体制の充実	
安全・安心で暮らしやすい環境づくりを進めます [主に環境づくり]	市民にやさしい生活環境づくりの推進 [パリアフリー、ユニバーサルデザイン、福祉用具、福祉産業等]	
	災害時にも強い地域づくりの推進 [災害時の避難支援、避難場所の整備、災害ボランティア等] ※新：福祉避難場所	

福祉のまち推進事業について

I 事業概要

1 概要・趣旨

福祉のまち推進事業は、札幌市地域福祉社会計画で基本理念としている“だれもが安心して暮らすことのできる地域福祉社会”の実現のため、市、社会福祉協議会、市民が協力して進めている本市における地域福祉推進の中核事業である。

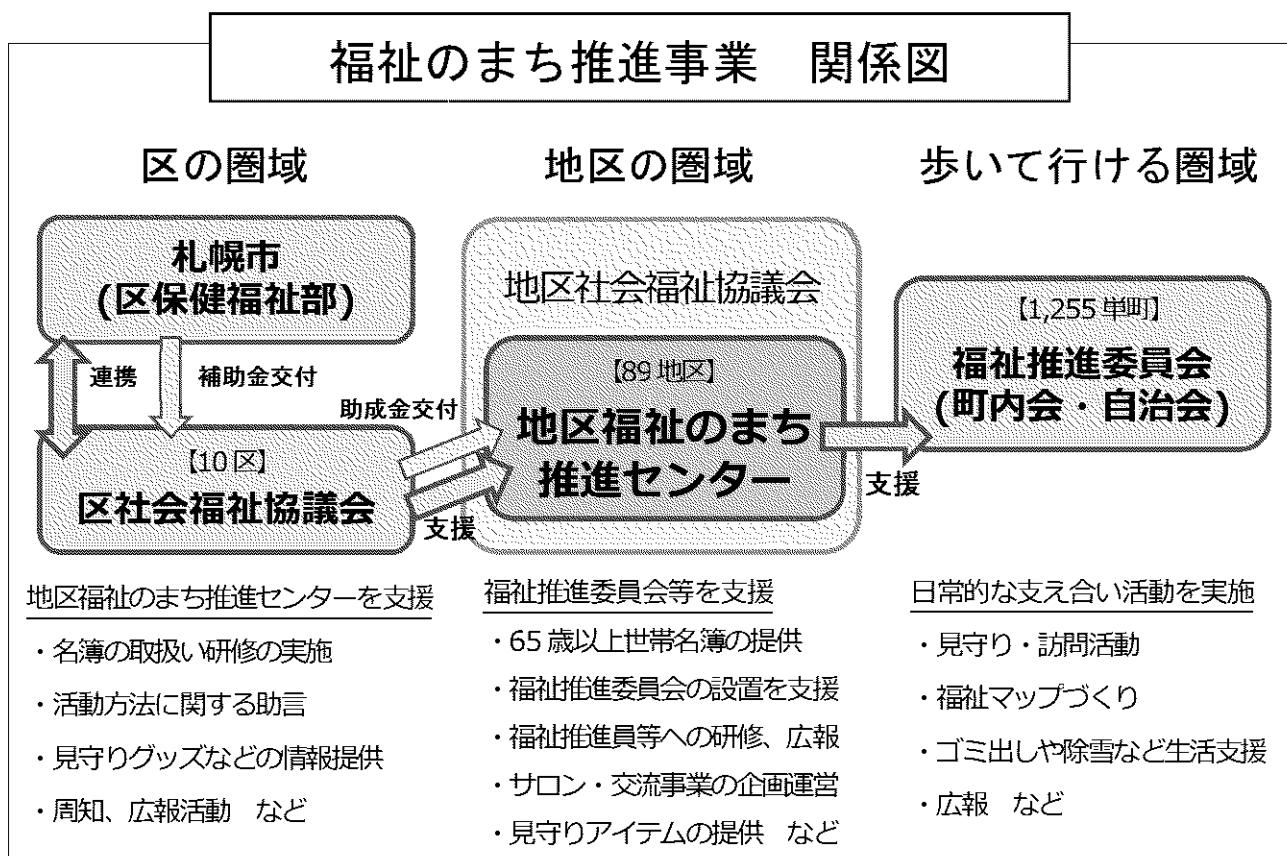
市民による自主的な支え合い活動を広げていくため、市内 89 か所、おおむねまちづくりセンターごとに「地区福祉のまち推進センター」を設置し、地域で援助を必要としている人に対する日々の安否確認、日常的な手助け、話し相手といった地域の支え合い活動の展開を支援している。

2 実施状況

平成 7 年度から実施しており、各区の社会福祉協議会(10 区)が実施主体である。

事業の実施主体である区社会福祉協議会は、各区におけるボランティア活動の普及振興に努めるほか、地区福祉のまち推進センターに対する活動への提案・助言などの支援を行っている。

3 実施主体と活動主体の関係性



※地区福祉のまち推進センターは、地区社会福祉協議会の事業実施部門として位置づけられる。

Ⅱ 福祉のまち推進センターの活動例

1 見守り訪問活動

地域での孤立を防ぐため、高齢者や障がいのある方への定期的な訪問や電話かけ等により安否を確認する活動。近所での日常的な声掛け、挨拶はもちろんのこと、郵便ポストの新聞等のたまり具合、カーテンの開閉、除雪の有無などを日常生活の中で気に掛けることも外からの見守りになるとして幅広い市民の参加を呼び掛けている。

2 日常生活支援活動

高齢者や障がいのある方が安心して生活できるよう、近隣の住民ができる範囲のお手伝いとして家事（除雪やゴミ出しなど）の支援を行う。

3 地域での孤立を防止する交流会

同じ地域に住む高齢者や障がいのある方がボランティアとともに気軽に楽しい時間を一緒に過ごせるよう食事会等の交流行事を開催している。高齢者を対象とするもののみならず異世代交流を目的とするものなど、地域の人人が集まり交流する機会を作ることで身近な支え合い活動につなげている。

4 子育てサロン

就学前の子どもと保護者が自由に集い、遊びなどを通じて地域の親子同士の交流を深める場を作るなど、子育て支援にも取り組んでいる。

（見守り訪問活動の様子）



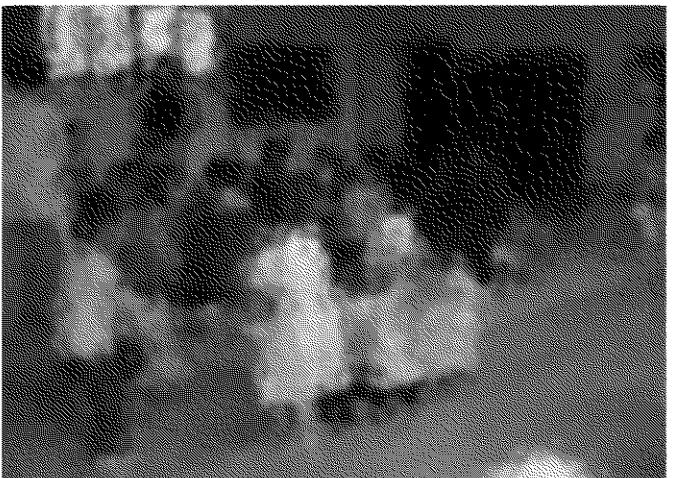
（日常生活支援として除雪を手伝っている様子）



（交流会の様子）



（子育てサロンの様子）



III 福祉のまち推進センターの活動状況

1 地区福祉のまち推進センターの活動規模

(1) 活動者

平成 23 年度 12,097 人 ⇒ 平成 27 年度 13,255 人

1,158 人の増

(2) 福祉推進委員会設置状況（導入地区数・設置単町数）

平成 23 年度 72 地区・1,176 単町 ⇒ 平成 27 年度 76 地区・1,255 単町

【参考】平成 28 年 1 月 1 日現在の単位町内会数 2,207

組織率約 57%

(3) 活動拠点

平成 27 年度末時点で 70 地区が専用拠点を持って活動している。

2 活動状況

(1) 援助対象世帯への日常生活支援状況

(単位:世帯)

	訪問	見守り (電話)	見守り (外から)	除雪	外出・ 託児	家事・ 育児	介助	合計
23 年度	29,601	3,094	10,791	1,676	442	1,826	284	47,714
27 年度	33,452	7,247	17,884	2,110	355	1,651	80	62,779

(2) 主な活動内容と取組地区数

活動項目	平成 23 年度	平成 27 年度 (割合)
訪問・電話等安否確認	80 地区	87 地区 (97.8%)
運営委員・福祉推進員・協力員研修	75 地区	75 地区 (84.3%)
子育てサロン	66 地区	62 地区 (69.7%)
会食・配食会	62 地区	64 地区 (71.9%)
異世代交流	51 地区	57 地区 (64.0%)
世帯名簿作成	49 地区	56 地区 (62.9%)
除雪	49 地区	40 地区 (44.9%)

見守り活動は
ほぼ全ての地区
で実施されている

IV 市が福祉のまち推進センターに対して行う支援について

1 福祉のまち推進センターへの補助金

地区社会福祉協議会は、地域住民による任意団体のため、活動のためには金銭面の支援が必要となる。そのため、市（区）から区社協を介して活動費に充てていただくための補助金を交付している。補助金は、見守り活動、広報活動、センター運営費用などに充てられる基本活動費と取組内容に応じて加算する事業加算費からなり、交付額は地区の活動状況により異なるが、基本活動費と事業加算費を合わせて、1 地区あたり年額は概ね 50 万円である。

2 65 歳以上世帯名簿の提供

福祉のまち推進センターの活動の中心である見守り活動を支援するため、その地域に居住する 65 歳以上の方だけで構成される世帯の名簿を、区社会福祉協議会を通じて地区福祉のまち推進センターに提供している。地域ではその名簿を活用して見守り活動を行っている。

V 今後の事業展開について

1 小地域における見守り活動の推進について

(1) 見守りに取り組む地区の拡大に向けた取組

本市では、平成 25 年度から、見守り活動を始めとした地域福祉活動をよりきめ細やかに進めるためのモデル事業を各区 1 地区で行ってきた。今後は、モデル事業により得られた経験を活かして、他地区においても日常的な見守り活動等の拡大を図っていく。具体的には、毎年、各区 1 ~ 2 地区を取組地区として選定して、見守り活動等の充実や取組開始の契機としていただくためのワークショップを年 2 回程度開催する。ワークショップの参加者は、単位町内会役員や民生委員などを想定している。このワークショップは平成 31 年度までに 43 地区で実施する予定である。

(2) 支援を必要とする人の漏れがないきめ細やかな見守り活動の推進

見守りの対象となる世帯を一覧にした「世帯名簿」や見守りを行った日付・方法などの活動経過を記載する「活動記録票」を整備することで、緊急時の対応、活動者の引継ぎや専門機関へのつなぎ等を効果的に行えるようにする。

この取組を推進するため、平成 29 年度から、「世帯名簿」、「活動記録票」を整備した地区に対して、整備に要した事務用品費等に充てる新たな補助を行う予定である。

2 福まちコーディネーターの養成（住民が主体的に地域課題の解決を試みる体制づくり）

市区社会福祉協議会では、福祉推進委員会等の見守り活動によって把握された住民の困りごとの解決調整の役割（ボランティアの派遣調整や専門機関へのつなぎなど）を担う「福まちコーディネーター」の養成に向けた取組を進めている。

3 地域見守りネットワークの推進（事業者等による見守り事業との連携）

本市では、異変のある市民の早期発見を目的として、個人宅を訪問する宅配業者などの民間事業者等と協定を締結し、異変が確認された場合の通報体制の充実を図っている（対象は 65 歳以上の高齢者・障がいのある方、平成 29 年 3 月現在 7 社が協力）。事業者にも見守りに参加してもらうことで、重層的な見守り体制の構築を図っている。

また、平成 26 年度からは、行政、事業者、民生委員、福まち、警察など様々な関係機関が参加する地域見守りネットワーク推進会議を開催するなど、見守りを行っている事業者と地域の活動者とのネットワーク構築も進めており、平成 29 年度から区レベルの会議を開催予定。

4 福祉除雪事業への協力

本市では、高齢の方や障がいのある方等が冬期間も地域で安心して生活できるよう、近隣住民等による地域協力員が、道路に面した出入口部分（間口）と玄関先までの通路部分を除雪する福祉除雪事業を実施している。除雪の際に、声かけをすることで見守りにもつながり、地域の支え合いの事業として実施されている。利用世帯と除雪を行う地域協力員のマッチングは、区社会福祉協議会が町内会など地域住民組織の協力を得ながら行っているが、今後も高齢化等により利用世帯が増えることが見込まれるため、地域協力員の確保が課題となっている。

そのため、福祉のまち推進センターへの補助金の仕組みを変更し、平成 29 年度からは福祉除雪の地域協力員の発掘や調整に取り組む地区福祉のまち推進センターに対する新たな補助を設け、地区福祉のまち推進センターの調整機能の強化を図る。

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部について（平成28年7月15日設置）

趣旨

地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組の支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行う「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置する。

体制図

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

本部長：厚生労働大臣

本部長代行：厚生労働副大臣

本部長代理：厚生労働大臣政務官

本部長補佐：厚生労働大臣補佐官、総合政策参与

副本部長：厚生労働事務次官、厚生労働審議官、大臣官房長、大臣官房総括審議官（国会担当）

本部員：関係部局長

地域力強化WG

主な検討課題

住民主体の地域コミュニティづくり
主査
大臣官房審議官（社会・援護・人道調査担当）

公的サービス改革WG

主な検討課題

公的福祉サービスや計画の総合化・包括化
主査
大臣官房審議官（医療介護連携担当）

専門人材WG

主な検討課題

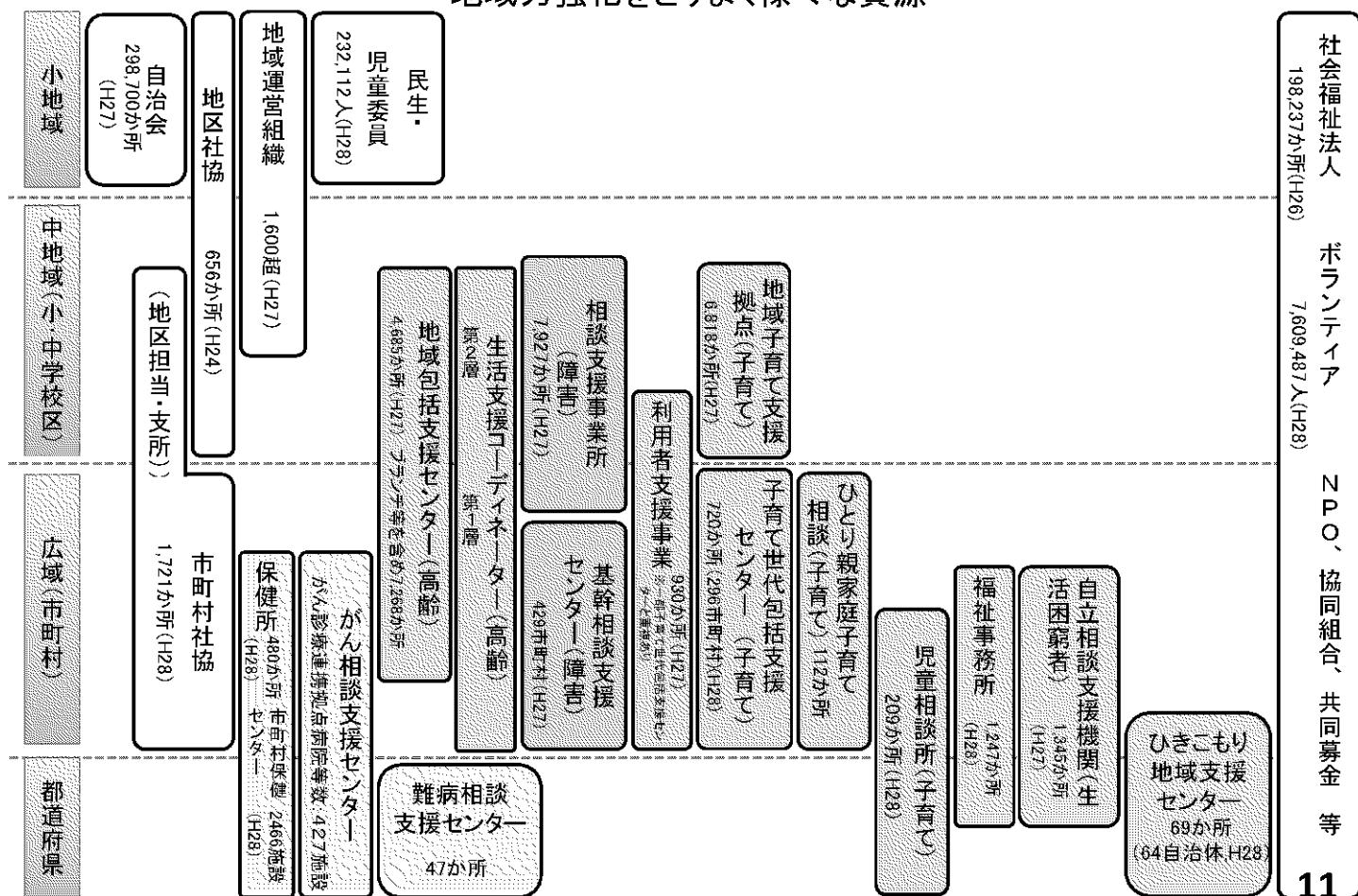
医療、福祉分野の専門人材の共通課程の創設など
主査
大臣官房審議官（医療介護連携担当）

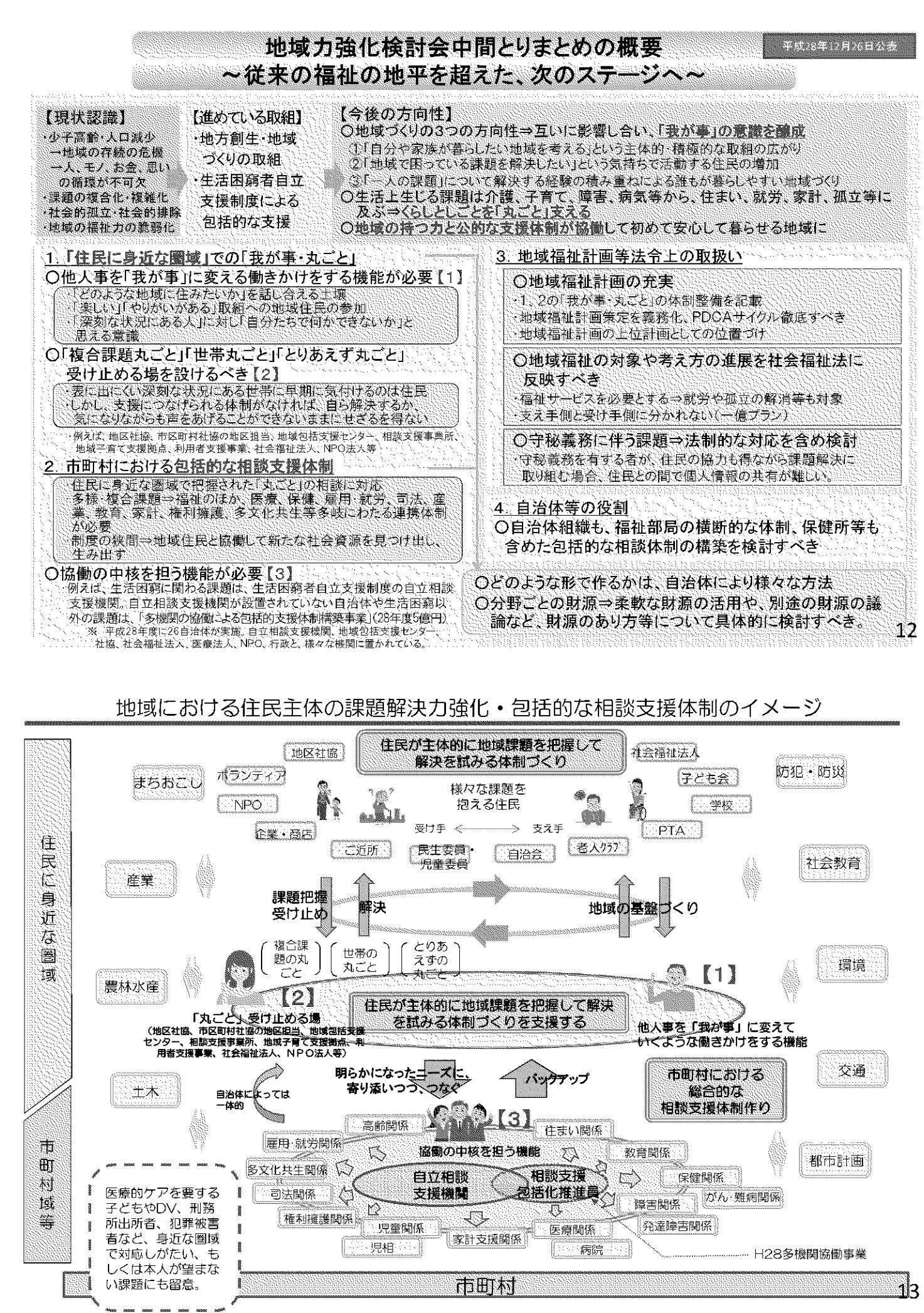
検討スケジュール

平成29年の介護保険法の法改正、30年度・33年度の介護・障害福祉の報酬改定、さらには30年度に予定されている生活困窮者自立支援制度の見直しに向けて、幅広く検討を行う。

10

地域力強化をとりまく様々な資源





社会福祉法

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

- 地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握、及び解決に向けた行政機関その他の関係機関との連携が積極的に行われることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民が地域生活課題の把握、解決に資する活動に取り組む環境 【1】
- 住民に身近な圏域において、地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制^(*) 【2】
(*)例えば、地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、地域生活課題を解決するための体制 【3】

3. 地域福祉計画の充実

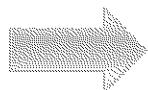
- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるものとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様とする。)

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

地域福祉計画の見直しについて

現行

- 策定は任意
- 定めるべき事項
 - 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 策定時の公表は努力義務



改正案

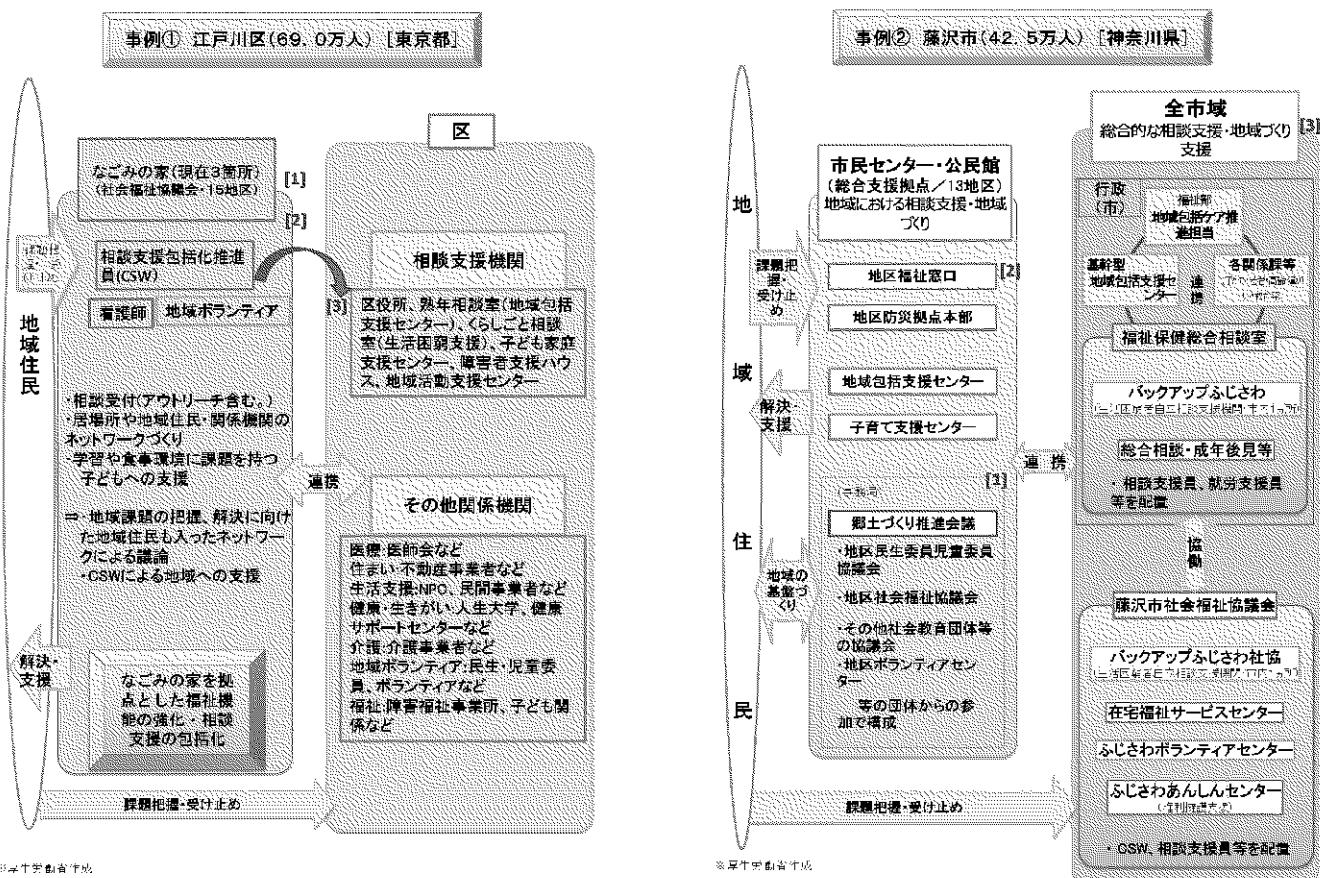
- 地域福祉の理念の拡充**
 - 地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び解決に向けた行政機関その他の関係機関との連携が積極的に行われることを目指す旨を明記。

- 包括的な支援体制の整備**
 - 市町村が、以下の体制整備を行うことができるとしている。
 - ・ 地域住民が地域生活課題の発生防止、把握、解決に資する活動に取り組む環境整備
 - ・ 住民に身近な圏域において、地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
 - ・ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、地域生活課題を解決するための体制
 - 厚生労働大臣は、これに関する指針を公表する。

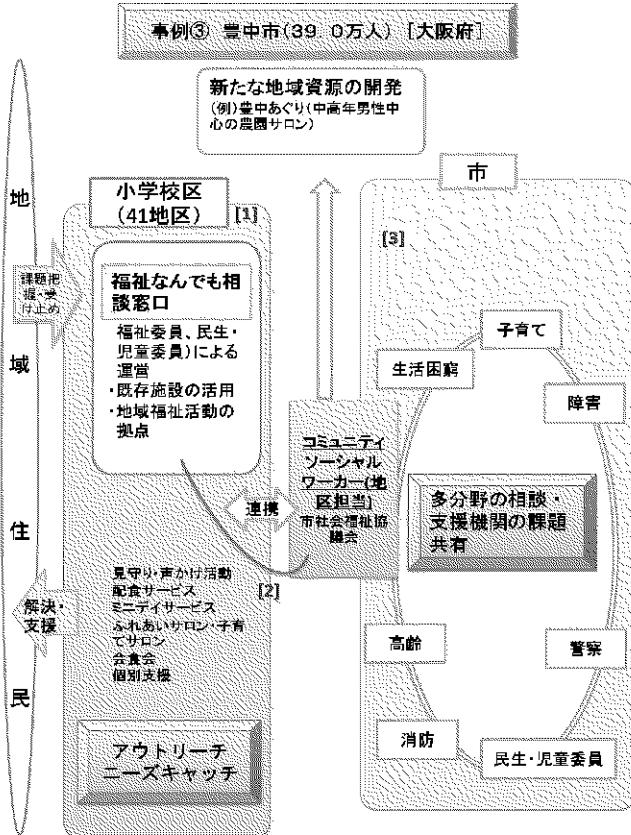
地域福祉計画

- 策定を努力義務化
- 定めるべき事項
 - 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
 - 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 策定時の公表は努力義務
- 定期的な計画変更とPDCAサイクルを導入

参考



※厚生労働省作成



※厚生労働省作成

※厚生労働省作成

札幌市における

地域を基盤とするコミュニティソーシャル

ワーク機能の強化について

社会福祉法人札幌市社会福祉協議会

《目次》

1 コミュニティソーシャルワーカーの必要性 1 頁～2 頁

- (1) 定義について 1 頁
- (2) 支援対象について 1 頁
- (3) 役割について 2 頁
- (4) 配置について 2 頁
- (5) 養成・育成について 2 頁
- (6) 政令指定都市における配置について 2 頁

2 コミュニティソーシャルワーカーの具体的取組 3 頁～6 頁

- (資料) 地域福祉推進に係る今後の取組方策 4 頁
- (資料) コミュニティソーシャルワーカーと生活支援コーディネーターの役割 5 頁

3 コミュニティソーシャルワークの推進に伴う区・市社会福祉協議会の役割 6 頁～8 頁

- (1) 地区福祉のまち推進センターの取組 6 頁～7 頁
- (2) 区社会福祉協議会の取組 7 頁
- (3) 市社会福祉協議会の取組 7 頁
- (4) 記録管理と共有化 8 頁

1 コミュニティソーシャルワーカーの必要性

少子高齢化や核家族化が進行する中、介護、障がい、育児、貧困等の生活課題が複合化、複雑化し、かつ制度の狭間にあり深刻な生活課題を抱える世帯を把握し、その支援を行うことが求められています。

こうした生活課題を抱える世帯への支援を行うため、個別ニーズの把握、住民組織や関係機関等と協働して課題解決を図るための専門職として、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置するなど、分野、領域を超えた支援体制を検討する必要があります。

住民の見守り・訪問や支援だけでは対応が難しく、支援を必要とする人に寄り添い、関係機関と密接な連携を図り、継続的・計画的に訪問や同行を行えるような専門職が望まれております。

（1）定義について

【CSW（地域福祉コーディネーター）の定義】

H25 野村総研研究所：コミュニティソーシャルワーカー調査研究事業報告書より

「小地域単位で担当（配置）し、制度の狭間の課題（対象）も含めて、個別支援と地域の社会資源をつなぎ、地域特性に応じた社会資源やサービスの開発を含めた地域支援（役割）を行う」という役割を担っている人。」

（2）支援対象について

- ・複合化・複雑化した生活課題を抱える世帯
- ・制度の狭間にある生活課題を抱える世帯

CSWは、住民の福祉活動（地区福祉のまち推進センター等）、民生委員児童委員活動、関係機関の相談事業等と連携して、これらの生活課題に関するニーズを把握します。（アウトリーチ型）。

【制度の狭間の事案について】

～大阪府「市町村におけるCSWの配置事業に関する新ガイドライン」より～

ひきこもり、ごみが放置されている家等の既存の福祉制度だけでは対応しきれない事案、又は既存の公的福祉サービスで定められているサービス給付要件に該当しない事案。以下のような人も「制度の狭間」にある要援護者であると考えます。

- ア. 必要な経費が負担できないためにサービスの利用を躊躇する人
- イ. 本人の意思で生活保護等公的福祉サービスの適用そのものを拒んだり、外形的な所得判定要因ではとらえられない生活上の課題が生じているケース
- ウ. 公的な福祉サービスに関する情報があっても理解や活用が難しく、かつ、家族や友人など身近な人々の手助けが期待できない状態にある人
- エ. 病気や怪我により、一時的に支援を要する状態にある人

(3) 役割について

- ① 「個別支援」「地域支援」「仕組みづくり」の循環
 - ・個別支援は、困りごとを抱えている人への支援。
 - ・地域支援は、地域団体や活動者等を組織化及び育成する等の支援。
- ② 個別支援、地域支援の両方の役割を果たしながら、既存の制度につながらない問題を明確にし、課題化し、解決につながる仕組みを構築します。

個別支援	
地域支援	ネットワークづくり
	地域の福祉課題解決力向上
仕組みづくり	あらたなサービスの開発
	行政との連携による展開

(4) 配置について

日常生活圏域として小地域単位が活動の基本であるが、連合町内会・地区社会福祉協議会(地区福祉のまち推進センター)を圏域とした配置、複数の地区を担当する配置、区単位の配置が考えられます。

(5) 養成・育成について

- 計画的、継続的に研修を実施することでCSWとしての資質向上を図ります。
- ・全国社会福祉協議会及び北海道社会福祉協議会、日本地域福祉研究所が開催する研修への職員派遣
 - ・札幌市社会福祉協議会独自の養成・研修カリキュラムでの実施

(6) 政令指定都市における配置について

既に半数以上の政令指定都市に、CSWが配置されており、区単位に配置される状況が多くなっています。

2 コミュニティソーシャルワーカーの具体的取組

C SWを配置することにより、平成7年以来地区福まちを中心とする地域支援に重点的に取り組んできた経験及び実績に合わせ、今後個別支援等をより一層強化することでC SWによる支援機能が十分に発揮されると考えます。

また、支援の展開にあたっては、地域団体及び専門機関との信頼関係が構築されており、子供から高齢者までの横断的な支援が可能であるため、本会にC SWを配置することが望ましいと考えます。

〈札幌市における事例〉

■ 1人暮らし高齢者や母子世帯等のゴミが放置されている世帯に対する支援

- ①支援世帯の発見及び情報提供に基づく状況把握
- ②専門機関との連携(区役所、地域包括支援センター、介護支援専門員等)
- ③本人との面談
- ④支援方針の決定
- ⑤地域団体(地区福祉のまち推進センター、福祉推進委員会、民生委員・児童委員、ボランティア等)への協力要請
- ⑥環境事業公社との調整
- ⑦ゴミの片付けに係る料金の調整検討
- ⑧ゴミの片付け等への立会・支援等

※想定される他の事例

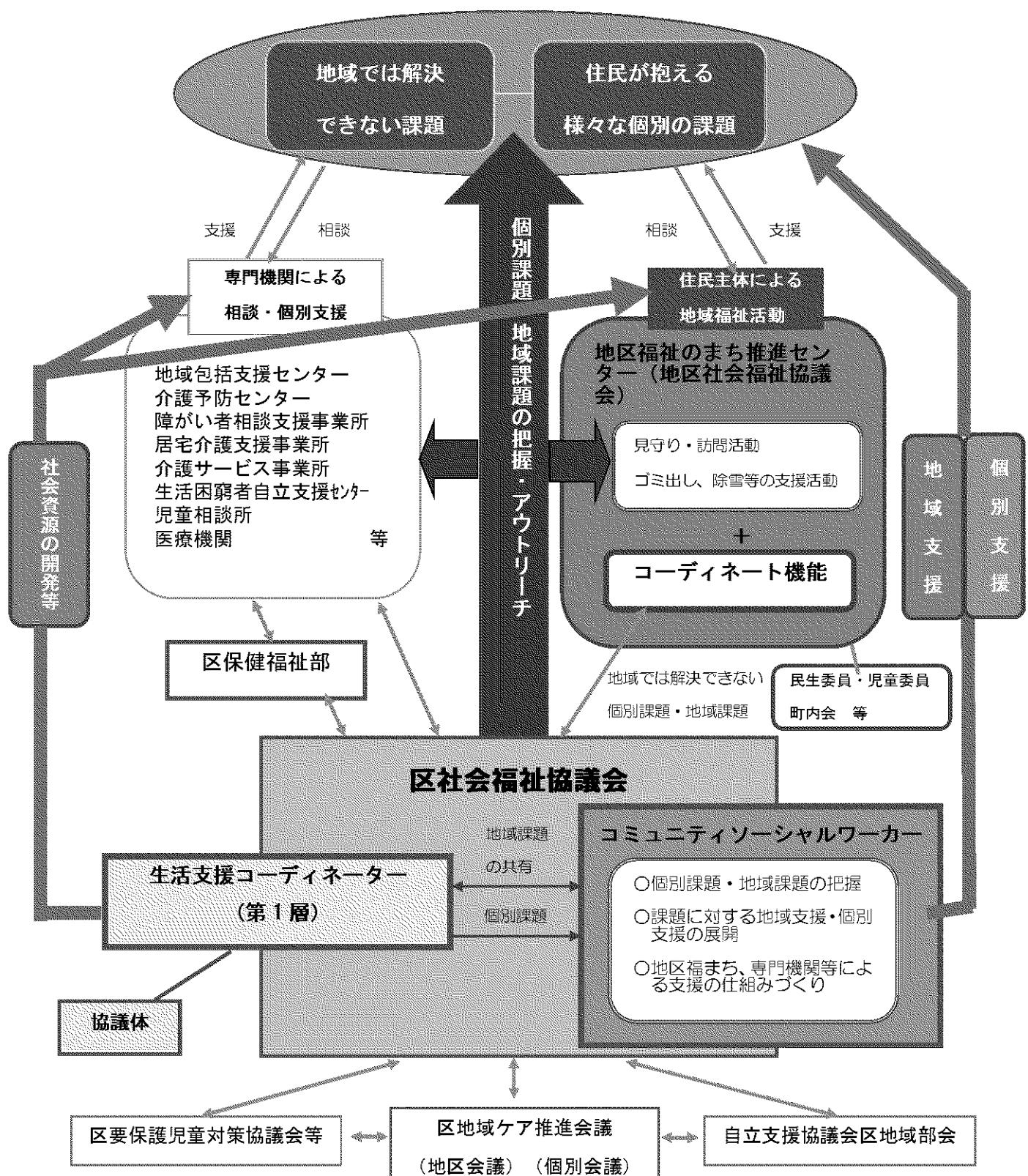
■生活に困窮している(数日食事していない、ライフラインが停止等)世帯の支援

■母子(障がい)世帯の引越に伴う引越準備及び大型ゴミ搬出等の支援

■福祉除雪の利用から生活支援(見守りやゴミだし等)に結びつけた1人暮らし高齢者の事例

地域福祉推進に係る今後の取組方策

— コミュニティソーシャルワークを中心とする生活課題の解決に向けて —



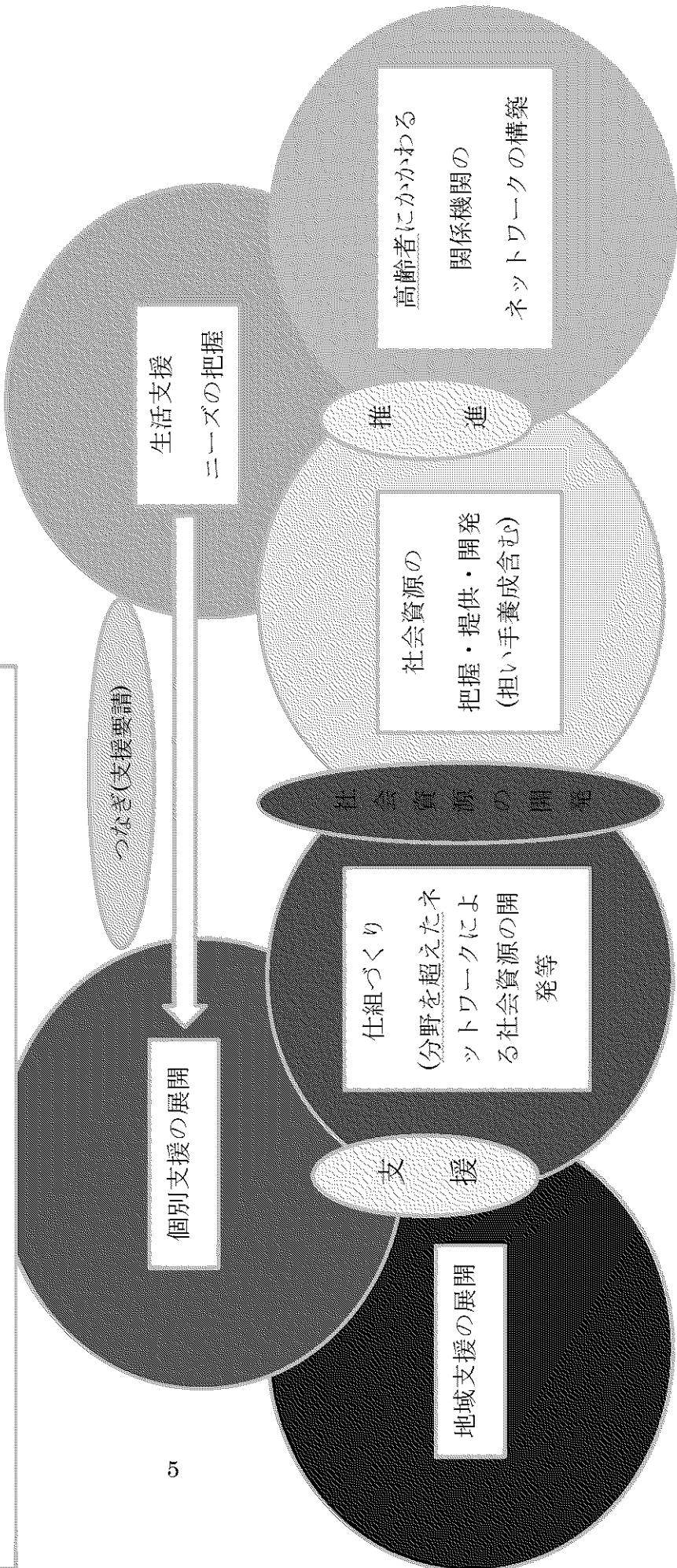
コミュニティソーシャルワーカーと生活支援コーディネーターの役割

C S W

地区福まちや福祉推進委員会等における見守り訪問活動を中心とする日常生活支援活動等を推進します。また、制度の狭間や深刻な生活課題を抱える人々（高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者等）に対し、寄り添い、総合的・継続的に支援するとともに、自らが解決できない課題については、専門機関と連携・協力して解決にあたります。

介護保険制度では提供できない生活支援サービスや介護認定を受ける前の段階の高齢者に対する生活支援の充実を図り、地域で支え合う体制づくりを推進します。

5



〈生活支援コーディネーターの役割〉

- 今後増大する高齢者の多様な生活課題に対応するため、介護保険制度では提供できない生活支援サービスや介護認定を受ける前の段階の高齢者に対する生活支援の充実を図り、地域で支え合う体制づくりを行います。
- 様々な関係機関等とのネットワークにより、高齢者の生活課題を把握します。
- NPOや民間事業者などのサービスの担い手となる団体からなる協議体を運営し、生活課題に対して不足する社会資源や新たなサービスを創出します。
- 収集した生活支援サービスや担い手の情報をリスト化するなどにより公表するとともに、ケアマネージャー等へ情報提供を行います。

〈生活支援コーディネーターの配置〉

- 生活支援コーディネーターは、平成28年度から北区・厚別区・豊平区の3区に配置し、区社会福祉協議会の事務局次長が着任。平成29年度からは全区に配置される予定。

〈生活支援コーディネーターとの連携〉

- 生活課題の把握により、支援が必要な個別課題を把握した場合は、コミュニティソーシャルワーカーへつなぎ、支援調整を行います。

3 コミュニティソーシャルワークの推進に伴う現状の取組

平成27年度に地区福まちのまち推進事業は20周年を迎ましたが、今までの取り組み等を発展させ、地域を基盤としたコミュニティソーシャルワーク機能強化していく必要があります。

(1) 地区福祉のまち推進センターの強化

地区福祉のまち推進センターの目指すべき姿「コーディネート機能」の強化

地区福祉のまち推進センターのコーディネート機能の強化に重点を置き、見守り・訪問活動、ふれあいいきいきサロン等を通じて寄せられた地域住民の困りごと（ニーズ）を受け止め、相談、調整、検討を行えるように、区社会福祉協議会が全面的に支援しています。

① コーディネート機能の強化

地域住民の困りごとを地区内で把握、共有・発信、調整・解決できるようコーディネート機能を強化しています。

②地区福まちコーディネーター（仮称）の養成

区社協が各区共通のカリキュラムに基づくコーディネーター養成講座を開催し、各

地区にコーディネーターを複数人の配置を目指しています。平成27年度にカリキュラムや研修資料等の検討を行い、平成28年度から普及啓発を含めた養成を開始しています。

② 地区福まちコーディネーター(仮称)の配置

コーディネーターは、福祉推進委員会や住民の困りごとへの相談などに対応し、地区で対応が困難な場合は、区社会福祉協議会に相談し、必要に応じて、支援方法等の検討を行います。

コーディネーターの機能を発揮するため、地区福祉のまち推進センターに調整機能を発揮できる部署がない場合については、調整部（仮称）を新設します。

④ 区社協と地区福まちコーディネーター（仮称）との連絡会議の開催

区社協は地区のコーディネーターとの定例会議（3カ月に1回を目途）を開催し、地区の相談・調整状況を定期的に把握します。

（2）区社会福祉協議会の取組

地区との深い信頼関係を構築しつつ、さらに地区福祉のまち推進センターが円滑に事業を推進できるよう区社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーク機能を強化しています。

区社会福祉協議会の役割「コミュニティソーシャルワーク機能」の強化

① 将来像を地区と共有

地区福祉のまち推進センターと共に理解を持ちながら短期（1年）・長期（5年）目標を設定し、区社会福祉協議会が組織的・継続的な支援を確立しています。

② 現状・ニーズの徹底把握

単位町内会・福祉推進委員会及び困りごとを抱えている方などの実態把握に努めるため、区社会福祉協議会から積極的に出向く姿勢を徹底しています。

単位町内会・福祉推進委員会等への支援については、地区福祉のまち推進センターと協働で行い、単位町内会等の実情を把握し、効果的な支援が行えるよう情報交換の場等をつくります。

③ 地区福まちコーディネーター(仮称)の育成

区社会福祉協議会及び市社会福祉協議会が養成研修を実施しています。

（3）市社会福祉協議会の取組

市社会福祉協議会の役割「区社会福祉協議会へのスーパーバイズ機能」の

市社会福祉協議会は、区社会福祉協議会を定期的（年3回を目途）に訪問し、区社会福祉協議会による地域の把握、分析、地域への働きかけ、支援状況などをヒアリン

グし、キーパーソンや地域特性等に即した具体的なアプローチ方法等をともに考え、情報収集及びその提供を行っています。

(4) 記録管理と共有化

地域支援と個別支援の記録を残す「見える化を徹底します」

より質の高い支援を継続的に実施するため、共通の様式を作成し、コミュニティソーシャルワーク業務が遂行できるよう記録の管理、記録の共有化ができるようにするとともに、市民や行政等への説明の材料となるよう記録の整備を進めています。

【様式の種類】

(地区毎に作成)

- ・地区福まち推進センター基本情報シート（平成27年度中に整備、随時更新）
- ・町内会・自治会基礎データ（平成27年度にモデル地区を対象に1地区で試行導入。
28年度は3地区で導入。）
- ・地区社会福祉協議会年表（平成27年度中に整備）
- ・地区社会福祉協議会組織図・福まち構成図（平成27年度中に整備）
- ・課題分析票（平成27年度にモデル地区を対象に1地区で試行導入。28年度は
3地区で導入。）
- ・支援計画票（平成27年度にモデル地区を対象に1地区で試行導入。28年度は
3地区で導入。）
- ・支援実施票（平成27年度にモデル地区を対象に1地区で試行導入。28年度は
3地区で導入。）

(地域支援・個別支援業務にて作成)

- ・地域支援援助記録票（会議・打合せ・研修・行事用）平成27年度から導入
- ・地域支援援助記録票（個別相談用）平成27年度から導入
- ・個別支援対応票（平成27年度研修実施後から導入。）
- ・個別支援援助記録票（平成27年度研修実施後から導入。）
- ・個別支援検討会議報告書（平成27年度研修実施後から導入。）